

主 文

被告人を拘禁刑 1 年に処する。

この裁判が確定した日から 4 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

5 (罪となるべき事実)

被告人は、別紙記載の A（当時 60 歳）に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、令和 7 年 9 月 28 日午後 4 時 48 分頃、別紙記載の場所 1 所在の A 方に押し掛け、同年 10 月 16 日、茨城県警察本部長からストーカー行為等の規制等に関する法律 5 条 1 項の規定により、
10 A に対し、更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の禁止命令を受けていたものであるが、前記目的で同年 11 月 1 日午後 4 時 34 分頃から同日午後 4 時 35 分頃までの間、同人の勤務先である別紙記載の場所 2 所在の別紙記載の会社駐車場において、同所に駐車中の同人が管理する普通乗用自動車の車体に剥離剤様のものをかけて塗装を剥離させるなどし（損害見積額 90 万 6202 円）、もって他人の物を損壊し、
15 著しく粗野又は乱暴な言動をするとともに、同人の勤務先付近をみだりにうろつき、同人の身体の安全、住居等の平穏が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により、つきまとい等を行い、もって前記禁止命令に違反してつきまとい等をする事により、ストーカー行為をした。

（証拠の標目）記載省略

20 (事実認定の補足説明)

第 1 争点等

本件の主たる争点は、①被告人が、令和 7 年 9 月 28 日、A（以下「被害者」という。）に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったこ

とに対する怨恨の感情を充足する目的（以下「恋愛感情等充足目的」という。）で被害者方に押し掛けたといえるか、②同年１１月１日に、被害者の勤務先駐車場（以下「本件駐車場」という。）において被害者が管理する普通乗用自動車（以下「被害車両」という。）に剥離剤様のものをかけた犯人が被告人といえるかである。

第２ 前提事実

関係証拠によれば以下の事実が認められる。

１ 被告人と被害者の関係性

被告人は、令和元年頃に被害者と知り合い、被害者の母親らとも家族ぐるみの付き合いをする中で、被害者と不倫関係に至った。被告人は、障害を持つ被害者の弟の施設入所について協力したり、被害者に仕事を紹介するなどしていた。しかし、令和７年６月頃以降（以下、断りのない限り月日は同年のものである。）、被告人が被害者の浮気を疑い始め、９月７日頃には被害者の娘に対して被害者が浮気をしている旨のメッセージを送るなどしたことから、同月８日、被害者は被告人に対して、不倫関係を解消したい旨を伝えた。

２ ９月２８日までの経緯等

(1) 被告人の言動等

被害者から不倫関係の解消を伝えられた被告人は、被害者に対して、これまでに被害者のために支出した生活費等として１１０万円を支払うように要求したり、その後も、被害者の自宅に行ったり、被害者にＬＩＮＥでメッセージを送るなどした。同月１４日には、被告人が被害者に対して、その勤務先に行くなどと言ったり、何度も電話をかけたため、同月１５日、被害者は警察に相談した。

同月１７日、被害者が被告人に対して、改めて不倫関係の解消を伝えたところ、

被告人は、被害者との関係を続けたい、家同士の関係だけでも続けたいなどと述べたが、被害者はいずれも断った。同月23日、被告人は、被害者の自宅を訪れ、ドアや窓を叩きながら、電話に出て、LINEを見て、などと言った。また、被告人は、同月24日、コンビニエンスストアの駐車場で被害者と偶然会った際、
5 被害者に対してLINEを見せるように言ってきたり、夕方に会って話したいというなどした。

(2) 警察による口頭指導等

茨城県D警察署の警察官は、9月15日に被害者から被告人との関係について相談があったことを受け、同月24日、被告人に対して、被害者としては、自身
10 だけでなく母親や娘等の親族に対しても被告人と一切の関わりを断ちたいという意思表示をしている旨を説明した上で、ストーカー行為を行わないという誓約事項を示しながら、今後、被害者の自宅に押し掛けたり、連続して電話をしたりLINEを送ったりすることはストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）に抵触する旨を説明したところ、被告人は、誓約事
15 項への署名を拒否した。

警察官は続けて、今後、被害者に対するつきまとい等を絶対に行わないことや金銭的な問題解決は弁護士を通じて解決を図ること等を口頭指導した。

これに対して、被告人は、被害者の母親とは付き合いを続けたいこと、被害者と会って話合いをしたいこと等を申し立てたため、警察官は被告人の対応終了後、
20 被害者の意向を確認した上で、被告人に対して、電話で、被害者には被告人と対面して話し合う気持ちはない旨を伝え、今後、ストーカー規制法に抵触する可能性があるため、親族等に対して催促するなど自ら行動に出ることはしないこと等を助言指導した。

被告人は、それでも、被害者の母親には謝罪に行きたい旨述べたため、警察官は、同月25日、被害者の母親の意向を確認した上で、被告人に対して、電話で、被害者の母親も応じるつもりはない旨を伝え、今後、同人に会う目的であってもつきまとい等を行えば、ストーカー規制法に抵触するおそれがある旨指導したところ、被告人は、納得はできないが、警察に迷惑をかけることはしない旨述べた。

同月26日、被告人が警察署に電話をかけ、被害者が不在の際に、第三者と一緒に被告人の母親に会いに行くことは問題ないかなどと尋ねたため、警察官は、第三者を伴って被害者の自宅に行くこともストーカー規制法に抵触する旨指導したところ、被告人は、分かりましたなどと述べた。

10 3 9月28日の状況

被害者の母親は、9月27日まで入院しており、同日、被害者と住む自宅に戻ったところ、翌28日、知人女性から被害者の母親に電話があった。同人が電話に出ると、被告人の声がしたが、被害者の母親は、被害者から、被告人が被害者に嫌がらせをしていると聞いていたため、何も答えず、その後に被告人からかかってきた電話にも出なかった。

その後、被告人は、同知人女性と一緒に被害者の自宅を訪れた。同知人女性がインターフォンを鳴らした際、被害者の母親のほか被害者も在宅していたが、いずれも返事をしなかった。すると、被告人は、玄関先で「何で出ねえんだ」「息子がどうなってもいいのか」などと言い、玄関ドアを開けようとしたり、被害者の母親の寝室の窓ガラスを外から叩くなどした。

被害者からの通報を受けて臨場した警察官の職務質問に対して、被告人は、被害者の母親に大事な話があって来たなどと述べていた。

4 9月28日以降の状況

(1) 禁止命令

被告人は、9月28日の被害者方への押し掛け行為により、10月16日、ストーカー規制法5条1項に基づき、被害者に対して更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の禁止命令を受けた。

5 (2) 被告人の行動等

被告人は、10月20日、c市の学校教育課課長に会いに行き、学校で介助補助員をしていた被害者についての悪評を伝え、翌21日には、同課長に電話をかけ、被害者を辞めさせてくれるのですよねなどと述べた。

また、被告人は、10月26日、塗料はがしと記載された商品をスマートフォンで撮影しているところ、同日、同商品が、被告人の妻名義の会員証を用いて購入されていた。

さらに、被告人は、10月下旬から11月初めまでの間に、自動車板金塗装会社の知人から、剥離剤を入手した。

(3) 被告人のスマートフォンの検索履歴等

15 被告人のスマートフォンには、10月23日から11月1日までの間に、剥離剤やその成分、被害者の勤務先、被害者と同じ誕生日等について検索した履歴が残っている。また、10月28日と11月1日に被告人のスマートフォンから被害者の勤務先に合計4回架電されている。

5 11月1日の状況

20 (1) 器物損壊の犯人は、黒色の上衣と紺色様のズボンを着用し、頭部に白色のタオル様のものを巻いており、同日午後4時34分33秒頃、本件駐車場の東方から現れて、同駐車場のフェンスを乗り越え、被害車両に近づき、液体様のものを振りかけ、同日午後4時35分48秒頃、来た方向へ戻って行った。

(2) 本件駐車場の東方には、アパート（以下「本件アパート」という。）があるところ、同日午後４時３３分頃に同アパート敷地内に入ってきて駐車された白色のプリウス（以下、単に「プリウス」という。）の運転席から、同日午後４時
34分00秒頃、前記犯人の人着同様の男性が降車して本件駐車場方向へ向かい、
5 同日午後４時３６分３７秒頃、同方向から戻ってきて乗車し、プリウスを発進させた。

(3) プリウスは被告人名義の車であり、被告人は、同日午後１時２０分頃、自宅から同車の運転を開始したものであるが、同車の走行経路データによれば、その後、同車は、被告人が送迎の仕事をしている自動車学校を経て、同日午後４時
10 33分頃、本件アパート付近に位置していた。また、被告人が使用する携帯電話機の位置情報によれば、同日、同携帯電話機は被告人の自宅から前記自動車学校を経て、本件駐車場付近に移動していた。

第３ 検討

１ ９月２８日に被害者の自宅に押し掛けた目的について

15 (1) 前記のとおり、９月８日に被害者から不倫関係の解消を伝えられた後も、被害者の自宅へ行ったり、被害者に連絡をしたり、同月１７日に改めて解消を伝えられてもなお被害者との関係を続けたいと述べ、同月２３日にも被害者の自宅を訪れ、ドアや窓を叩きながら、電話に出て、LINEを見てなどと言い、同月
20 24日に、偶然、被害者と会った際も改めて会って話したいというなどし、同日以降、警察官が再三ストーカー規制法に抵触するおそれを助言指導しても、被害者の母親に会いに行くのであれば許されないかなどと食い下がっていたこと等、それまでの被告人の行動や、同月２８日当日、被害者の自宅で、インターフォンに応答がないからといって敷地内に入って窓ガラスを叩くなどしてまで家人を呼

び出そうとしたという被告人の行動に照らせば、被告人は、被害者との不倫関係の解消に納得できず、被害者の母親に会うという口実の下、不倫関係の解消を申し出た被害者に対する怨恨の情を表すために、あるいは被害者の母親に接触すること自体で被害者を不安にさせ、もしくは関係解消を再考させるために被害者の自宅に押し掛けたものと推認できるのであって、恋愛感情等充足目的を有していたことは優に推認できる。

(2) これに対して、被告人は、公判廷において詳細は黙秘するものの、捜査段階において、9月に入ると被告人自ら被害者との不倫関係を解消することに決めて被害者に伝えていたものであり、同月28日に被害者の自宅を訪ねたのは、被害者の弟の生活保護の件で、被害者の母親に用があったからである旨供述しており、弁護人はこれを踏まえて、被告人には恋愛感情等充足目的はなかった旨主張している。しかしながら、前記認定したとおり同月28日に至るまでの被告人の行動のほか、被告人は前記警察官による口頭指導の際、前記110万円の支払について、同月11日、被害者に対して、復縁できるのであればどうでもよいという話を伝えていた旨を述べていること（甲6）、被告人が、同月17日に被害者に対して、被害者も被告人の妻にとっても「俺が旦那さんですかね」などとなお被害者との不倫関係を前提とするようなLINEメッセージを送っていること（甲3）等に照らしても、被告人自ら不倫関係の解消を切り出した旨の供述内容は到底信用できるものではない。また、確かに、同月28日、被害者の自宅において、被告人は、「ばあば」「娘さんはいいから、話がしたい」とも言っている事実が認められるが、前記のとおり、被害者の母親が退院して被害者の自宅に戻るやいなや連絡を取ろうと試み、被害者宅の玄関先で「何で出ねえんだ」「息子がどうなってもいいのか」などと言い、敷地内に入って窓ガラスを叩くなどの言

動は、単に被害者の弟の件で話をしに来た者のそれとして不自然というほかない。

被告人の供述は前記推認を妨げるものではない。

2 11月1日の器物損壊の犯人について

(1) 犯人及び本件アパート敷地内に駐車したプリウスの運転手の人着や行動、
5 時間的近接性等に照らせば、本件当日の犯人の移動手段はプリウスであり、本件
アパート敷地内にこれを駐車している間に犯行に及んだものと認められる。そし
て、同日被告人が自宅からプリウスに乗って出かけていることや、プリウスの移
動状況及び被告人の携帯電話の位置情報に照らせば、プリウスの運転手である被
告人が犯人であることが強く推認できる。

10 被告人が、本件以前に剥離剤を調べていたり、10月26日に剥離剤を購入し
ていること（前記のとおり、同日、被告人が塗料はがしと記載された商品を撮影
しており、かつ被告人の妻名義の会員証で同商品が購入されている事実からその
ように認定できる。）、10月下旬から11月初め頃に知人から剥離剤を入手し
15 ていること、11月1日に被害者の勤務先を検索したり、被害者の勤務先へ架電
していることなどの事情は、上記推認に沿うものといえる。

(2) これに対して、被告人は、公判廷において詳細は黙秘しているが、捜査段
階においても、要するに犯人は自分ではない旨述べるのみであって、上記推認に
疑いを容れるような合理的な弁解はしていない。

弁護人は、被告人が器物損壊の目的ではなく、金を貸している相手である被害
20 者の勤務先が気になって本件駐車場付近に行った可能性があるといい、その趣旨
は判然としないが、プリウスを本件アパートの敷地内に駐車した人物が被告人で
あることを前提とするのであれば、第三者が被告人とは関係なく犯行に及び、そ
の時間帯が偶然にも被告人が前記場所にプリウスを駐車して降車し、戻ってくる

までの時刻と同時刻頃であり、犯人と被告人の人着も同様であったなどという偶然が重なるとは合理的に考え難い。また、誰かがプリウスのナンバーを偽装して被告人に成りすましたなどという可能性も抽象的なものに過ぎないというほかない。弁護人の主張は、その余を含めて、上記推認に影響を及ぼすものではない。

3 11月1日時点の恋愛感情等充足目的の有無について

前記のとおり、9月28日時点において被告人は恋愛感情等充足目的を有していたことが認められる上、その後も、被害者の悪評を関係者に伝えに行ったり、被害者の勤務先、被害者の誕生日等について検索するなどしている中で、11月1日の器物損壊行為に及んでいるという状況からして、被告人が、その際も、被害者に対する恋愛感情等充足目的を有していたことは明らかである。

第4 結論

以上の次第で、被告人には判示のとおりの上arker規制法違反の罪及び器物損壊罪が成立する。

(法令の適用) 記載省略

(量刑の理由)

本件は被告人による上arker行為及び器物損壊の事案である。

被告人は、被害者から不倫関係を断ちたいという意思を明確に伝えられ、警察官からも被害者やその家族に接触しないよう指導されていたにもかかわらず、被害者の自宅に押し掛け、禁止命令を受けた後も被害者の勤務先を訪れて器物損壊行為に及ぶなどしているのであって、犯行態様は執拗かつ悪質である。

前記のとおり、被害者は、被告人に対して、不倫関係を解消する意思を明確に伝えており、被害者に本件のような被害に遭ってもやむを得ないといえるような格別の落ち度があったとは認められず、本件の経緯や動機に酌量すべき事情はない。

本件犯行により被害者の抱いた恐怖心や不安感等の精神的苦痛は大きく、また、器物損壊の損害額も多額に及んでいる。

以上によれば本件の犯情は相応に重い。

加えて、被告人には反省の情は認められないことからすると、再犯可能性は否定で
5 きない。

他方、被告人には前科がないことなどの事情を考えると、本件により、直ちに被告人を実刑に処するには躊躇を覚えるところである。

そこで、被告人を主文の刑に処し、その責任の重さを自覚させた上で、比較的長期の猶予期間をもって、今回に限り、その刑の執行を猶予することとした。

10 (求刑 拘禁刑 1 年)

令和 8 年 8 月 3 日

水戸地方裁判所下妻支部

裁判官 小林麻子

別紙

A A

場所 1 茨城県 a 市（住所省略）

場所 2 茨城県 b 市（住所省略）

⁵ 会社 B株式会社C支社